

令和4年2月15日

保護者様

埼玉県立鴻巣女子高等学校長 永田 祐子

まん延防止等重点措置期間延長に伴う本校の対応について

厳寒の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に対して、多大なる御支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、国は令和4年2月10日に、本県のまん延防止等重点措置の期間を3月6日まで延長することを決定しました。これに伴い、埼玉県教育委員会からの通知等を踏まえ、本校として下記のとおり、対応しますのでお知らせします。

引き続き、感染症対策に十分御留意くださいますよう、御理解と御協力をお願いします。

なお、今後の対応については、新たな通知等が届き次第、本校ホームページ及び連絡メールで御連絡いたします。

記

1 期間

令和4年3月6日（日）まで（本県のまん延防止等重点措置延長期間中）

2 まん延防止等重点措置延長期間中の登校時間について

下表のとおりとする。

【まん延防止重点措置延長期間中の登校について】

月	火	水	木	金
14日（時差・分散）	15日（通常・一斉）	16日（通常・一斉）	17日（通常・一斉）	18日（通常・一斉）
（奇数G）家庭学習 （偶数G）登校	50分×4限 （検査前日）一斉登校	学年末考査 1日目	学年末考査 2日目	学年末考査 3日目
21日（通常・一斉）	22日（通常・一斉）	23日	24日	25日
学年末考査 4日目	50分×2限 入試会場準備	天皇誕生日 （休日）	臨時休業 （学力検査）	臨時休業 （面接）
28日	3月1日	2日（通常・一斉）	3日	4日（通常・一斉）
臨時休業 （入試業務）	臨時休業 （入試業務）	50分×3限	臨時休業 （入試業務）	50分×3限

※「通常」は、8:40分登校を表し、「一斉」は分散登校を行わないことを表す。

※2月15日（火）以降は、感染防止対策を徹底した上で、通常・一斉登校を行う。

2 部活動について（下表を原則とする。）

週休日	校外活動	泊を伴う活動
禁止 (活動は平日の週2日以内)	禁止	禁止

- (1) 活動日数等については、課業日のうち2日以内、1日の活動を90分以内とする。特に屋内での活動における感染が多数確認されているため、改めて感染対策を徹底すること。
- (2) 必要に応じて活動時間や活動内容の見直しを行い、事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わないこと。
- (3) 活動に際しては、生徒や保護者への連絡等を確実にし、感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えること。（参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は絶対に行わない。）
- (4) 全国大会等に出場する場合は、大会開催初日の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。ただし、他校との合同練習や練習試合は行わない。
- (5) その他、各顧問が県通知等に則した活動を行うのでその指示に従うこと。

3 家庭へのお願いについて

以下の内容について、御息女への御指導など御協力をお願いします。

- (1) 規則正しい生活習慣及び検温等毎日の健康観察の徹底
- (2) 発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと
- (3) 基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、マスク（不織布マスクを推奨）の着用）
- (4) 不要不急の外出を避けるとともに、登下校時は直行直帰を徹底させること
※下校途中の飲食店（ファーストフード店など）での食事や休日における友人との外食により、感染等（濃厚接触者を含む）が拡大したと考えられる事例が多数報告されていますので、御家庭でも特にご注意ください。
- (5) 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを着用してから行う）
- (6) オンライン学習に伴う、情報端末の使用及び通信費用等の負担

4 その他

- (1) 検温等健康観察の実施及び「Google classroom」による報告を引き続きお願いします。
- (2) 万が一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合や濃厚接触者に該当すると保健所等から連絡があった際には、学校（夜間・休日は緊急連絡先）へ御連絡ください。
- (3) 今後の状況の変化に伴い対応が変わる可能性がありますので、定期的なHPの確認及び緊急連絡メールへの登録をお願いします。

<担当>

教頭 坂下

TEL 048-541-0669

<夜間・休日等緊急連絡先>

TEL